

大阪 P C B 廃棄物
処理事業監視部会

平成27年9月15日(火)

9:45~11:38

於:此花会館

3階 大ホール

第5回 大阪PCB廃棄物処理事業監視部会

議 事 次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
 - (1) 大阪PCB廃棄物処理事業の進捗について
 - (2) 環境モニタリング調査について
 - (3) PCB廃棄物処理基本計画に基づく取組の進捗状況と今後の課題等について
 - (4) その他
4. 閉会

○中尾係長（司会）

定刻となりましたので、ただいまから第5回大阪PCB廃棄物処理事業監視部会を開催させていただきます。

本日は、有識者の方々を初め皆様方には大変ご多忙の中、朝早くからご参集をいただきましてありがとうございます。

議事に入りますまで本日の進行役を務めさせていただきます大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループの中尾でございます。よろしくお願いいたします。

部会の開催に当たりまして、傍聴者の皆様には、あらかじめお配りしました遵守事項に従い、お静かに傍聴していただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、近畿の各自治体では5月から10月末まで夏季の適正冷房と軽装勤務の取り組みを実施しており、会議は原則ノーネクタイ、ノー上着で開催させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは初めに、事務局の大阪市を代表しまして、大阪市環境局環境管理部長の岩橋からご挨拶をさせていただきます。

○岩橋部長（大阪市）

皆さん、おはようございます。

大阪市の環境管理部長の岩橋と申します。

大阪市PCB廃棄物処理事業監視部会の事務局を担当しております大阪市を代表しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は有識者の皆様、環境省を初め、関係者の皆様には、大変お忙しい中、今年度1回目となります公開の場による近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪PCB廃棄物処理事業監視部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本市の環境行政各般にわたりまして、ご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

さて、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、通称JESCO大阪PCB処理事業所におけるPCB廃棄物の処理につきましては、平成18年10月から操業開始で9年が過ぎようとしていますが、これまで大きな事故なく処理が行われ、平成26年度末でトランス・コンデンサの大阪市内の8割以上の処理、大阪事業エリアでは7割以上が終わっております。また前回の本監視部会以降も大きなトラブルはなく、これもひとえにJESCO、運転会社の従業員の皆様の日々の

ご努力はもとより、地元の皆様方を初め、関係者のご理解、ご協力によるものでありまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

このJESCO大阪PCB処理事業所では、昨年6月に国のPCB廃棄物処理基本計画の変更を受けまして、計画的処理完了期限が平成33年度末、事業終了準備期間が最長平成36年度末と延長されております。当然のことながら、これ以上の再延長はあり得ないことでありまして、期限内の一日でも早い事業終了が求められています。本市では本日お集まりいただきました自治体の皆様とともに、今なお未届けとなっているPCB使用製品やPCB廃棄物の掘り起こし調査を実施し、届け出等を徹底させますとともに、早期の適正処理を指導し、計画的処理完了期限内の確実な処分が行われるよう努めているところでございます。

また、国の処理基本計画の変更に伴いまして、これまで近畿エリアで処理できなかった安定器等・汚染物に関しましては、今年度からJESCO北九州PCB処理事業所で処理が開始されております。一方で、豊田事業エリアからの新幹線で用いられた車載トランス等の一部が大阪PCB処理事業所で順次処理されることとなっております。今年7月時点で豊田エリアからの車載トランスを4台受け入れし、処理したことを確認しておるところでございます。

このように、JESCO大阪PCB処理事業所が行うPCB廃棄物の拠点的広域処理につきましては、処理期限を含め、いろいろと変更されており、これまで以上の情報公開によりまして、地元の皆様方を初め関係者のご理解を深めていただくことが大変重要であり、また広域での早期の適正処理の推進に当たり、施設の安全操業と事業の監視は不可欠なものと考えております。そのため本監視部会は客観的な立場から事業の安全性が確保されていることを確認していただく場であると同時に、情報公開の場としても重要な役割を果たしているものと考えております。

最後になりましたが、私どもJESCO大阪PCB処理事業所での安全かつ適正な処理が行われるよう引き続き指導の徹底を図りますとともに、本日の監視部会でいただきましたご意見を踏まえ、PCB廃棄物の早期適正処理や周辺地域の環境安全、施設の安全確保に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中尾係長（司会）

続きまして、本日は環境省産業廃棄物課から角倉課長及び中野課長補佐にご出席いただいて

おりますので、ご挨拶をいただきたいと存じます。

○角倉課長（環境省）

皆様、おはようございます。

ただいまご紹介にあずかりました環境省で産業廃棄物課長を務めております角倉と申します。

有識者の先生方、また関係の皆様方におかれましては、日ごろよりPCB廃棄物の処理の推進に関しまして多大なるご理解、ご尽力、ご協力を賜っておりますことをこの場をかりまして改めて御礼申し上げます。

昨年の6月にPCB廃棄物処理基本計画を改訂させていただき、この中で大阪市に設置されましたPCB廃棄物処理施設の処理期限を私どもとして延長をお願いさせていただいたところでございます。その際、地元の皆様方からは大変お叱りをこうむったと私ども理解しております。そうしたことについては大変重く受けとめるべきだと考えております。前回会議でも申し上げましたが、私どもとしては、今回延長させていただきましたこの処理完了期限につきましては、必ず守らなければいけない期限だと、一日も早く達成すべき期限であると、このように深く認識しているところでございます。この達成に向けて、私どもとしてはあらゆる手だてを尽くしていきたいと、こういう気持ちでおります。

こうした中で、今年の7月31日でございますが、PCB廃棄物処理基本計画改訂から1年が経過したということ踏まえまして、そのフォローアップを私どものほうでさせていただいております。有識者の検討会を開催させていただきまして、その中には本有識者会議の上野先生にもご参画いただいているところでございます。その際に明らかになった課題といたしましては、既にPCB特措法に基づきまして、届け出がされているPCB廃棄物、これにつきまして先ほど大阪市の部長からお話がございましたように、順調に処理が進んでいるところでございますけれども、まだPCB特措法に基づく届け出がされていないPCB廃棄物があるとか、あとはいまだ使用中のPCB機器があると、こういうような課題が浮かび上がってきたところでございます。処理完了期限を必ず達成すると、こういう観点から、こうした課題について、いかに今後対応していくのかと、こういうことが大変重要な課題であろうと私ども考えております。

そうした観点から、私どもといたしまして、さらなる追加的方策を講ずるためどういった措置が適当なのか、それを検討するためのワーキンググループを新たに設置させていただいたところでございます。この9月10日に第1回のワーキンググループを上野先生にもご参画いた

だいて開催させていただいたところでございます。その詳細についてはまた改めてご説明、ご報告を申し上げたいと思いますが、私どもとしてはそのワーキンググループの議論も踏まえまして、必要な手だてはしっかり講じていき、そうすることによってPCB処理基本計画で定められたこの処理完了期限を必ず守ると、こういう決意をもとにしっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えております。

したがいまして、大阪市の皆様方、それから本会議の皆様方、あと関係機関の皆様方、こうした皆様方のご理解、ご協力に報いることができるよう、今後ともJESCOとともに、安全大優先で、一日も早い処理完了に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、本日は委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますよう、どうかよろしく願いいたします。

○中尾係長（司会）

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。まず議事次第、続きまして配席図、続きまして表裏1枚ものの出席者名簿、ここですみません、和歌山県さんが本日欠席となっておりますのでご了承ください。

続きまして、議題1に係りますJESCOの資料といたしまして、右上、資料1-1、大阪PCB廃棄物処理事業の操業状況について、資料1-2、大阪PCB処理事業所の長期保全の取り組みについて、次に資料番号は打っておりませんが、当社の情報システムにおいて発生した不正通信に係る調査結果について、裏面、役員の選任等についてとなっております。

続きまして、議題2に係ります本市の資料といたしまして、資料2の平成27年度環境モニタリング調査について、続きまして環境省ご提供の資料といたしまして、資料3-00、01、1、2がついております平成27年7月に開催されました検討委員会での資料及び右上に何も資料番号はついておりませんが、今年10日に開催されました第1回PCB廃棄物早期処理推進ワーキンググループでの資料となっております。

資料の配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

部会長であります大阪市の有門産業廃棄物規制担当課長が議事進行することとなりますので、有門課長、よろしく願いいたします。

○有門課長（部会長）

大阪市環境局の産業廃棄物規制担当課長の有門でございます。座らせていただきます。部会長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は午前中の会議ということで、まことにありがとうございます。この監視部会も近畿ブロックでの開催となりまして3年目を迎えまして、今回、今年度は公開の場の会議は1回目なんですけれども、3年目になりまして第5回ということで、通算の回数をつけさせていただいております。

先ほど部長の挨拶の中でもございましたけれども、JESCO大阪の安全な操業というものを確認していくものでございますので、この部会、大変重要なものであると認識してございます。また、処理期限に関しましては計画的処理期限の平成33年度末を何としても守らなければ、達成しなければいけないという状況でございまして、使用中の電気機器等の問題が浮き彫りになってきているという状況でございます。そういう状況でございますので、本日はぜひ忌憚のないご意見なども頂戴しながら、私どもの監視、指導に生かしていきたいと考えております。

なお、私ども大阪市のPCB廃棄物の処理計画を改定すべく、これは大阪府さんと歩調を合わせていく格好になりますけれども、大阪府さんの処理計画も本日から変更のためのパブリックコメントを開始させていただいたということでございまして、情報として申し上げたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の1番でございます。大阪PCB廃棄物処理事業の進捗についてということで、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から説明をしていただくわけでございますけれども、ご説明をいただく前に、本日本社から東事業部長が来られておりますので、ご挨拶をいただいた後のご説明をお願いしたいと思います。資料につきましては若干ちょっとボリュームございますので、前半の資料、1-1の25ページまでで1回、前半、後半で分けていただきまして、2回の説明ということでお願いできればと思っております。

それでは、東部長、よろしくお願いいたします。

○東事業部長（JESCO）

おはようございます。

JESCO本社PCB処理事業部長をしております東と申します。挨拶の機会をいただきましてありがとうございます。

お集まりの委員の先生方、それから地方公共団体の皆様には、常日ごろより我々 J E S C O の事業についてのご協力、それからご指導をいただいておりますこと、改めて御礼を申し上げます。

後ほど事業の状況は説明いたしますけれども、おかげさまでトラブルもなく、先ほど岩橋部長からもコメントをいただきましたけれども、順調な操業を続けておるところでございます。ひとえに皆様方のご指導のおかげということで、改めて御礼を申し上げます。

お時間を頂戴しましたものですから、ちょっと私のほうから2点ほどご説明させていただきたいと思います。資料のほうをとじておりますが、資料1-2の最後、資料2の直前に我々のプレスリリース資料でありますけれども、裏表印刷したものが1枚あります。

1つ目が当社の情報システムにおいて発生した不正通信に係る調査結果についてということですが、今年に入って、当社で情報システムにおいて不正通信の痕跡、といいますのは、特定のパソコンからどうも不自然な情報発信がなされていたというものなのですが、それを確認したために今年の6月16日の夜以降、外部と情報システムの接続を遮断して、専門会社の協力も得て、原因究明、それから情報流出の有無といったものを確認してまいりました。その結果を公表したのがこの8月3日付の資料であります。

まず1つ目ですが、PCB廃棄物の保管情報など、当社がお客様からお預かりしている個人情報情報の流出は確認はされませんでした。それから今回の不正通信は1月29日に受信した電子メールのマルウェア、このマルウェアというのはコンピュータウイルスといった悪意のあるソフトウェアの総称ですが、そのマルウェアが入った添付ファイルを実行したことで当該操作を行ったパソコン、端末が感染したことを契機に発生したということが確認をされました。3といたしまして、当社では今後講ずべき措置について検討しましたけれども、下記のセキュリティ対策の強化に取り組んでいくということにしております。4つほどありますけれども、1つ目が個人情報情報を外部から保護する措置の強化ということで、情報の重要度に応じたパスワードを設定するといったような対策で強化を図ってまいります。それから多重防衛システムの強化、従来ウイルス検知のシステムは持っておりますけれども、さらに今回のような攻撃型の標的型メールによる攻撃に対応したシステムを導入するというところでございます。それから社員教育の内容の充実、そして関係規程の見直しということで、これらを直ちにやるもの、それから今年度中にまた強化していくものということで対策を打ち出しているところであります。

あと、この資料には書いておりませんが、このシステムは停止はしたんですが、この間、PCB廃棄物の処理については、いろいろ代替措置を講じるということで支障はない

というふうにご報告させていただきます。

当社では、このような強化を図って、8月7日からシステムの復旧をして再開をしたというところでございます。皆様方にはご心配と多大なご不便をおかけしたことをお詫びいたします。これからも対策強化してまいりますので、どうかまたよろしく願いいたします。

それから、2点目でございます。裏面に役員を選任等についてということで、6月25日を持ちまして、我々の社長、矢尾板康夫がこれまで4年10カ月就任してきたわけですけれども、こちらが退任をいたしまして、後任に副社長をしておりました谷津龍太郎が着任をしております。それから副社長の後任としては外部から山縣秀則が新任で着任をしているところであります。あと取締役3名おりますけれども、由田、それから下の吉本は再任、それから瀧本が新任ということになっております。新しいメンバーでまたJESCOのほう、対応してまいりますので、こちらもどうかよろしく願いいたします。

少し長くなりましたが、私のほうからのご挨拶は以上でございます。どうか本日の審議、よろしく願いいたします。

○油井所長（JESCO）

それでは、操業状況につきましてご説明させていただきます。

私、大阪PCB処理事業所長の油井でございます。よろしく願いいたします。座らせていただきます。

資料ナンバーとしまして1-1です。

1ページ目に操業状況の搬入の実績を掲げております。表-1、平成18年から操業を開始いたしまして、本年の7月までの実績になってございます。2府4県、近畿全体ではトランス類で、下のグラフにございますように73%、それからコンデンサ類につきましては78%、廃PCB等、これはドラム缶の本数でございますけれども、61%のものが搬入を完了しております。大阪市さんの数量につきましては、大阪府に含まれる内数で計上しております。

次に、2ページです。2ページにつきましては、中間処理完了実績ということで、処理が完了した実績を表とグラフであらわしております。下のグラフを見ていただきますと、トランス類の棒グラフが処理の台数、それから折れ線グラフが処理の重量ということで、同様にトランス、それからコンデンサ、それから廃PCB等ということでグラフ化しております。それから右下のグラフはそれの全体のPCBの重量とそれから総重量、これをそれぞれあらわしたものです。

3ページです。その結果、無害化された有価物、あるいは廃棄物というものが出来まいますけれども、その量でございます。

次に、4ページです。4ページは大阪事業の特徴としまして、真空加熱分離装置、私どもではVTRというふうに呼んでおりますが、これの年間の処理のバッチ数、これによって処理のトータルの量が決まっております。ということで、その年間のバッチ数の内訳で、PCBの廃棄物とそれから運転廃棄物、それぞれ何バッチを処理したのかというのをあらわしたものです。平成27年度移行は計画になっておりまして、年間大体550バッチ前後、これが処理能力でございますので、今後は運転廃棄物の占める割合が多くなっていくという状況でございます。それから一番下のグラフは本年度から本格化した運転廃棄物の処理バッチ数の月別をあらわして、4月が10、5月が2、それから6月が12.5、7月が7バッチと、それぞれそういうことでやっております。

それから、5ページです。(5)は視察・見学状況ということで、7月末現在で延べ9,910名の方がご見学いただいております。(6)では保管事業者説明会、これはPCBを保管されている事業者様に対する説明会でございますけれども、7巡目になっておりまして、本年は5月、6月で大阪府、それから7月、和歌山県ということで実施させていただいております。

それから、6ページです。6ページは当事業所に入門許可を取得されている収集運搬事業者さんの一覧表になっておりまして、現在23事業者となっております。

次に、7ページです。緊急時対応訓練実施状況ということで、これは毎月1回、テーマを決めまして、本年につきましては小規模火災という想定で各グループごとに順次訓練を実施しているところでございます。

次に、8ページです。安全教育の実施状況につきまして、これも月1回、教育内容につきましては、いろいろな課題を設定し、全社員を集めまして1時間程度の講習を開催しております。

次に、9ページです。ヒヤリハット・キガカリの取り組み状況ということで、それぞれの件数、それをグラフ化したものを掲げております。

それから、10ページです。10ページは前回もお出ししたんですけれども、今後の大阪PCB事業所の処理方針ということで、大きく3つ掲げております。

まず、1番目は環境省の課長様からもお話がございましたように、期限というのが36年度末に設定をされたということで、これからは処理に手間がかかるものについても計画的に処理を進めて処理完了期限内のできるだけ早い時期に処理完了を目指したいと考えております。

それから、2つ目はエリア間移動の計画でございます。お話がございました新幹線トランス、

この表-12に27年度、既に実績として4台ということになっております。年度トータルでは10台、豊田のほうから受け入れるということになっております。あるいは特殊コンデンサというものがございますけれども、これは中身としましては炭化したようなコンデンサがございまして、豊田、北海道から受け入れるということです。一方、PPコンデンサにつきましては大阪事業エリアから豊田事業所のほうへ行くということで、これも今年度から開始する予定でございます。

それから、3つ目は、健全な施設の確保ということで、経年劣化に伴う対策としまして、長期保全計画、これについては後ほど詳しく説明いたします。また地震、津波等に対する安全性の確保ということが書いております。

それから、11ページです。運転廃棄物の状況につきましては、表-12にございますように、現時点で5,504本のドラム缶がございます。今後処理に伴いまして発生をさらにするわけでございます。処理完了までに1万2,884本、これは単純にトータルした数字なんですけれども、これぐらい出てくるであろうということを想定しております。これを計画的に処理しなければいけないということで、基本的には5,000ppm以下のものは無害化処理認定施設の活用を図ります。それから5,000ppmを超えたものについては大阪事業所、あるいは他の事業所で処理をいたします。

その12ページでございますが、その本年度の運転廃棄物の処理計画ですけれども、この表-13にございますように、無害化認定施設Aというもの、それからB、自所処理、大阪事業所で処理するもの、それからCというのは、東京事業所と北九州事業所で処理をするもの、この3種類あるわけですけれども、その月別の処理の計画、これを今年度分について掲げたものがございます。

それから、13ページですが、各種モニタリング調査結果ということで、どこで測ったかという平面図が13ページについてございまして、14ページ以降、14ページは排出源モニタリングの汚水と雨水でございます。これにつきましては、全ての検体が自主管理目標値未満でございました。

それから、15ページです。騒音・振動につきましても、今回実施した分析結果は維持管理値を満足してございました。

それから、16ページです。これは排気口における本年6月、7月に実施した排出源モニタリングの結果ですけれども、この測定につきましても、全ての項目につきまして自主管理目標値未満ということでございました。表でございますけれども、16ページが西棟です。それから17

ページが東棟ということで、東棟のほうに黄色い網掛けが3つあるかと思いますが、これはおとしベンゼンが超過した際に、これは既にご報告済みでございますけれども、超過した場合はこういう黄色の網掛けをしております。白いところは全て自主管理目標値未満ということでございます。

それで、18、19ページはそれぞれ西棟、東棟のオンラインモニタリング、あるいはオフラインモニタリングの場所、サンプル採取の場所を示したものでございます。

それから、20ページです。周辺環境モニタリングが20ページ以降でございますが、まずモニタリングの中でPCB、ダイオキシン、ベンゼンという項目につきましては、環境基準値を下回っております。

21ページにつきましては、PCBとダイオキシンの経年変化の値でございます。これも環境基準値等をはるかに下回っている値でございます。

それから、22ページです。これは施設内の作業環境の測定結果です。

まず1つ目はPCBでございます。PCBにつきましては、今回測定した値は全て管理濃度0.01以下でございます、良好な環境を維持しております。

それから、この図-7ですけれども、これは大型・小型解体室の経年変化のグラフでございます。0.01というところを近年は下回っておりまして、管理区分としては第2管理区分に相当するということになっております。

それから、ダイオキシンのほうですけれども、これにつきましては許容濃度の2.5、これは超えております。ただし同様に大型・小型解体室の経年変化のグラフが図-8でございますけれども、ここ2年ぐらいは非常に値としては下がってきたと、ただ残念ながら2.5を上回っている部屋が抜油室、解体室、タンク室等々が上回っていると。VTR処理室につきましては、これまで上回ってございましたけれども、2年前から許容濃度以下となっております、半面体マスクの着用は解除しているという状況です。

そういうことで、依然許容濃度を超えている部屋がございますので、なお改善の余地があるため、25ページに出てまいります対策を打っていきたいと考えています。

その前に、23ページがPCBとダイオキシンの値でございます、赤の数字がオーバーしたのになっております。

それから、24ページが大型・小型解体の管理区分の表でございます。

それから、25ページが作業環境の改善対策ということで、各部屋について記述しておりますけれども、基本的には定検期間中にふだん清掃できないような機械の裏側とか、機械の下の部

分であるとか、そういった床面を含めまして、徹底的な清掃と除染を実施して部屋の濃度を下げるということを取り組みたいと考えております。

それから、トラブル報告ですけれども、前回の監視部会から今日まではトラブル、労働災害の発生はございません。また、他の事業所において発生したトラブルについても本社を通じて水平展開を図っておるところでございます。

一応、一旦ここで切らせていただきます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございます。

ただいまのJESCOからの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

上野先生。

○上野委員（外部有識者）

3点ほど確認させていただきたいんですが、10ページのエリア間移動による効率的な処理の推進で、今年度から北海道と豊田PCB処理事業所からコンデンサがきますけれども、先ほど炭化コンデンサがございましたけれども、これの処理性は大丈夫なのかということ。

それと、下から3つ目、小型電気機器ですが、下のところに注意書きがございまして、これ安定器、汚染物は北九州事業所に移動するんですが、そのうちのこれ重量で分けているんでしょうか。要はコンデンサ充填物だけ取り出したものなのかどうか、ちょっと確認させていただきたい。

それと、東棟のほう、ベンゼンの濃度が最近はこの2年ほど下がっていますが、何か対策とか何か関連性とか、何かされたんでしょうか。その3点をちょっと教えてください。

○油井所長（JESCO）

まず、炭化コンデンサ、10ページでございますけれども、特殊コンデンサ、これは中身としては炭化コンデンサということで申し上げました。使用中にコンデンサが何らかの原因でショートして、そして中が真っ黒こげになってしまっ、缶体を爆発させるというような、ひどい場合はそこまでなっているものもございます。そういったものは大阪PCBでは先ほど説明しましたようにVTRで処理をいたしますので、もともと窯に入れて400度以上で熱を加えてP

CBを揮発させるという処理方式でございますので、炭化コンデンサを受け入れても何ら支障はないということでもあります。

次に、小型電気機器、確かにちょっとこわかりにくい表現でございます。まず先生おっしゃいましたように、大前提としては近畿2府4県の安定器などは北九州事業所で処理することになりました。ただしその中のうち、安定器等・汚染物というのは、小型電気機器が含まれておりまして、10キロ以下のものを小型電気器として定義しております。そのうち3キロから10キロの間のもので小型電気機器の中でも、コンデンサのような形をしているものがございませう。碍子が3つついていて缶体があって、いわゆる10キロ以上のコンデンサとほぼ形状は一緒でございます。そういったものであれば、大阪事業所でも処理が可能でございますので、それはみずから処理をしようということここでここに特別にちょっと書いてあるというのはそういう意味でございます。

それから、ベンゼン、17ページの黄色の網掛けのところは25年6月の測定でございます。ほぼ2年前ですけれども、それが最近、それ以降は値が下がったということで、これは1つはベンゼンを排気する配管、ここが長年の排気によりまして、ベンゼンが沈着したんじゃないかというふうにも考えられまして、その配管の中を清掃したり、そういったことをした結果、それ以降、下がっているというのが今日まで続いているというのがこの結果だと思います。

○有門課長（部会長）

よろしいでしょうか。ほかにご質問等。

中地先生。

○中地委員（外部有識者）

4点あります。

1点目は2ページの間接処理実績と4ページのVTRの運転状況との関係でちょっとお聞きしたいんですけども、今年度、平成27年度の処理実績というのは、昨年に比べると大体運転期間からすると3分の1ぐらいというふうには、という説明だったと思うんですけども、4ページのVTRの運転状況というので、バッチ数でことし全部で549バッチの計画で、4月から7月までやられたのを全部これ足すと160ぐらいで、3分の1にいかないんですけども、この辺はどう考えたらいいかというのが1点です。

2点目が7ページの緊急時の対応訓練の実施状況のところ、毎月1回やられているんです

けれども、実際の訓練はグループごとに分けてやられているので、例えばある作業員、グループが何グループあるのかというお話と、それぞれの作業員というのは年間何回ぐらい緊急時の対応訓練に参加されているのかみたいなことを少し教えてください。

あと3点目は9ページのヒヤリハット・キガカリの提出件数なんですけれども、キガカリの件数で環境とかというものが28件あるんですけれども、どういうことなのか、破損とか漏えいとかというのは、それぞれの職場の中、作業場内のことだろうと思うんですけれども、この環境というのは作業場外のお話なのかどうか、どういうものをキガカリの環境というのでカテゴリーをつくられているのか、教えてください。

あとちょっと細かな話なんですけれども、4点目ですが、23ページの作業環境測定の結果のところ、ダイオキシンの数字が粉塵+ガスで全部出していて、2つか3つだけ括弧して、これ粉塵量というお話なんです。粉塵中のダイオキシン濃度を測定されてこれぐらいの数字だというふうにまとめられているのかどうか、ほかのところ、なぜその2つの、今年度でしたら2地点だけ括弧書きで数字が書かれているんですけれども、その辺、ほかの地点との違いみたいなことをどういうふうに分けて測定されているのかを教えてください。

以上です。

○油井所長（JESCO）

まず、1点目でございますけれども、2ページの今年度の処理の実績が7月までですので、約3分の1ですけれども、3分の1に至っていないのではないかとご質問だと思います。まずVTRが去年の設備トラブルがございまして、4基あるんですけれども、A、B、C、Dと、D号機が熱交換器のチューブにちょっと支障がございまして、環境中に漏れ出すとか、そういう話ではないんですけれども、機械のトラブルがございまして、昨年10月から今年の5月まで停止しておりました。4基中1基が停止をしたということで、26年度の実績もちょっとその分下がっております。それから27年度につきましても4月、5月が1基停止しておったということと、それから先ほど先生もご指摘のように、27年度から運転廃棄物を本格的に処理しようということで、4ページのバッチ数をございいただいても、運転廃棄物に充てるバッチ数が27年度からは非常に多く計画をしております。その結果、営業物としての処理、これはすなわち2ページになりますけれども、年間の3分の1が経過しておるにもかかわらず3分の1の実績が上がっていないというのは、以上の2つの原因があるということでございます。

それから、2つ目の7ページの緊急時対応訓練の実施状況についての話でございます。まず

グループにつきましては、中央運転制御グループ、それから解体グループ、それから受け入れのグループ、それから液処理のグループ、それから分析のグループ、それから保全を担当しているグループ、VTRのグループ、7つぐらいあると思います。それでそれぞれは年に一、二回は必ずそこが発災現場として想定をしてやっておりますので、必ず順番が回ってくると、全てのグループについてということでございます。それからJESCO、それから運転会社の社長以下、スタッフにつきましては、毎月参加をしているという状況でございます。それから全体でやる訓練が年に3回ございまして、5月の消防訓練、これは此花消防署さんも立ち会って指導していただいておりますが、これが全体でやるものが1回、それからもう1回は11月の消防訓練、これも全体で取り組んでおります。それからもう一つは12月の地震避難訓練、これも全体で取り組んでおります。したがって、全体でやっているのが年3回、それから先ほどの各グループごとにやっているのがそのほかの月ということになっております。

それから、3つ目のご質問で、9ページのキガカリの環境というのは、それではちょっと安全担当課長のほうからお答えします。

○中村安全担当課長（JESCO）

おはようございます。

中地先生ご質問の中身ですが、環境というのは外へ漏れたかどうかとか、そういうお話だと思うんですが、ここでは決して外へ漏れたとか、そういうことではなくて、例えばヒヤッとしたというのは、マスクがちょっと破れていたとか、そういうものをひっくるめて入れているのが中身なんです。表現がそれで正しいかどうかと言われますと、ちょっとあるかもわかりませんが、手袋に穴があいていたとか、そういうことです。決して外へ、外部へPCBが出たとか、ダイオキシンが流れだした、PCBの油が流れだしたとか、そういう状況ではないんですという中身です。

○油井所長（JESCO）

4点目のダイオキシンのご質問ですけれども、ページとしましては23ページです。それで一番直近に測りましたのが27年6月、7月で、一番右端の欄、これの鍵括弧があるのが、先生ご指摘のように粉塵由来のダイオキシンでございます。大型・小型解体室しかそれはやっていないのかというご質問ですけれども、そのとおりでございます。なぜ解体のところだけしかやっていないのかと申しますと、解体のところはトランスを切ったり、中身のコアを解体したりと

というようなことで、粉塵が舞う環境でございますので、粉塵由来のダイオキシンなのか、それともPCB、すなわちコプラナーPCB由来のダイオキシンなのか、ここを見きわめたいために、解体室については特別にそこを測っているということでございます。

以上、ちょっと一通りです。

○有門課長（部会長）

追加でご質問等、ほかにごございましたら。

○中地委員（外部有識者）

さっきのキガカリの話なんですけれども、キガカリというのは、実際事故につながる可能性があるということで、作業員の方が心配だということで、そう報告されているというのは重々わかっている話なので、それでその環境というふうにカテゴリーが、テーマがあるのは、具体的にはどういう中身なのかというお話なので、今の手袋に穴があいたとかというのは、そういう意味でいうと破損というところ、操作というところになるんですか。ちょっと保護具というところの話になると思うので、もうちょっと具体的にどういうことを報告されているのかというのを教えてほしいというお話だったんですが。

○中村安全担当課長（JESCO）

先生おっしゃるとおり、ちょっと細かいところ、環境というんですか、エリア間が、一つは扉の開閉がちょっと、閉まるんですけれども、ちょっと閉まりにくかったりとか、そんなんもひっくるめて、環境に対して漏えいというか、陰圧になっていますから漏れることはないんですけれども、そういうことをひっくるめて、ちょっと漠とした仕切りですので、ちょっとここは1回もうちょっと精査をしたいと思います。

○有門課長（部会長）

よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございましたら、お願いいたします。

油井所長。

○油井所長（JESCO）

中地先生から実はヒヤリハットのところで前回、ご意見をいただいていたしまして、そのときに

ちょっと即答できなかった項目がございます。それをちょっとその後、調べましたので、ここで報告します。

そのときのご質問は、ヒヤリハットとキガカリという中で、漏えいという項目があるんだけど、具体的にどういう内容であったのか、それからそれは操作に由来するものなのか、それとも設備の面であったのかというご質問だったと思います。それについてちょっと詳しく調べましたので、簡単にご報告いたしますけれども、前はヒヤリハットの漏えいが15件ございました。それからキガカリが17件ございました。

それで、まず操作面ですけれども、ヒヤリハットもキガカリも1件ずつ操作面での事項がございました。ヒヤリハット、例えば操作面で何がヒヤリハットしたかという、緊急用シャワーの蛇口レバーが少し開になっていて水が出ているのを発見したと、すぐさまレバーを閉にして水をとめましたというのが1つ、操作面でございました。これは何かのはずみでちょっとあいてしまって水が出ていたという、水でもそういう状態はよくないですから、これが1つございました。

あとは設備の面でございます、フランジ部とかガスケットの部分から液のにじみがあったとかそういったもの、それからコンデンサ自体が運ばれている段階で輸送途中に揺られたりしますので、若干碍子の部分からにじみが発生して、到着したときにはにじみが発生していたと。積み込む時点ではないということは確認して当然積み込んでいるわけですけれども、そういうことがやっぱり実際は起きます。ですからそういうものについてはすぐさまふき取って、デブコンで補修をして、そして通常の処理の流れに乗せるという処置をとっておりますけれども、最近結構そういう事例が見られます。

それから、キガカリにつきましても、1件は操作面ということで、PCBの処理済み油を分析するわけですけれども、その分析が終わった油を1リットルのガラス瓶にためておきますと、それを満杯になれば液処理のほうに戻しますと、ただガラス製なので割れて漏えいすることが想定されますというキガカリが1件出ております。これに対しては耐衝撃性の容器に取りかえをしているという対応をしております。

設備面ではやっぱりキガカリとなることは、やはり入ってくるコンデンサ・トランスからの若干のにじみがあるというようなこと、それから設備の中でもフランジ部分からにじみがあるといったこと、あるいは結露があつて、それが水が滴下しているというような状況を見たと、そういうことが書かれておまして、ちょっと長くなりましたけれども、漏えいにつきましてはそういうことでございます。

また、今の環境につきまして、もう少しきちっと調べた上でまた次回、ご報告いたします。

○有門課長（部会長）

よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

ないようでしたら、後半の説明を受けてまいりたいと思います。また後ほどトータルでご質疑いただけますので、よろしく願いいたします。

○土田副所長（J E S C O）

副所長の土田でございます。座らせて説明させていただきます。

資料1の26ページ目、5. 設備の改造等という横になっておりますので、横にしてごらんいただければと思います。

(1) 超大型トランスの搬入促進のための設備改造ということで、1. 問題点として、保管事業者様では抜油や付属品の取り外しを行っても表1の、これ当所の受入基準を示しておりますけれども、その基準満足しないトランスが43台、現在受容範囲内でございます。これらの表2は43台のうち受入基準を大幅に上回っているものを示しております。表2を見ていただければと思いますけれども、製品状態としては、ブルーの網掛けをしております、表1の受入基準を全てオーバーしていることを示しております。表2の右のほうに抜油・付属品の取り外し後、概略値なんですけれども、受入基準を越すものということで、網掛け部分が大幅減りまして、一部、幅とか長さ、高さのほうは大部分全数が基準を越しているということになっていることがわかってまいりました。

2. 目的としましては、受入基準を改訂することにより、上記保管事業者様の超大型トランスの処理を促進するとともに、計画的処理期限内の処理完了を目的としております。

それから3に受入設備の改善、受入基準の改訂ということを書かせていただいておりますけれども、文字ですので、右のほうの図をちょっと見ていただければと思います。3段の図になっておりますけれども、上の1段が平面図、2段目が側面図を示しております。①、②、③、④、⑤というふうに書いておりますけれども、これが3-1の受入設備の概要となっております。

①外から収集運搬の車にトランスがまいりまして、クレーンで①の一旦パレットの上に乗せます。シャッターをくぐりまして前室に入ります。またシャッターをくぐりまして受入検査室に入ります。秤量台に乗せまして、最後大型解体準備室ということで、シャッターを3回くぐ

ります。これは受け入れシャッターを入れると4回になるんですけども、外気とのなるべく環境との遮断をするということで4回のシャッターをくぐるというふうになっております。ようよう測ってまいりますと、幅とか長さは当所の基準を現在でもクリアするんですけども、下のほう、真ん中の図を見ていただきますと、どうもシャッターの高さが今のこの10台にやりますと、45ミリ、もしくは135ミリ当たるということがわかってまいりました。これを一番下の図のようにありますように、パレットの新設をし、幅を薄くするとか、秤量台を改造するというので、この全体の10台が抜油、取り外し後には受けることができるということがわかってまいりまして、改造を計画しております。

ただ、4. 収集運搬についてと書いておりますけれども、やはり運搬の高さ制限がございます。これは阪神高速道路を使うということですので、これの高さ制限が4.1メートルということに限られております。収集運搬業者、KからS社、書いておるんですけども、荷台の高さが低いもの、またトレーの薄いものがございます。これを組み合わせれば、この10台を運ぶことができますけれども、現状ではそこに書いておりますように不可とか可というふうに書いています。物理的な問題は解決されておりますので、あとは保管事業者様と収集運搬業者様のビジネス上の課題かなと思っております。当所としてはこれをやることによって、先ほど申しました抜油、付属品の取り外しをすることでスムーズに当所内に運び入れることができるというふうになっております。

続きまして（2）搬出困難なトランスの搬出促進のための現場対応ということで、以上の（1）の対応をとりましても、なお3台の搬出の困難なトランスがございます。保管事業者様で抜油や付属品の取り外しを行っても、建物の構造上、保管場所から搬出できないトランスが3台存在します。横の表を見ていただきますと、Y社というのが2つ、P社が1つありまして、残念ながら地下6階と地上100メートルにありまして、エレベーター、また建物構造上、出せないということになりました。これに対しては、先ほど下のほうに図がありますように、作業内容という形で、現在の保管状況から、①から順番に書いております。②番までが通常行っている作業でございますけれども、③番の現場の除染、気化溶剤循環技術というのを現在これ開発いたしまして、実際には去年の11月、12月、1月に吹田市内の保管事業所で実際にやりました、その技術開発を行っております。大きなものは③と④のトランスの切断です。⑤からになりますと、解体を行いまして、ここは分解を行いまして、エレベーターに乗る専用容器に入れまして当所に入って、VTRの処理によって完了するということになります。

特に③の技術開発のところが気になりまして、ちょっと次の28ページにその詳細図が書いて

ておりますけれども、きょうは時間の関係で省略させていただきますけれども、液循環運転と気化循環運転がありまして、それぞれPCBの濃度を下げまして解体に持ってくると、解体もやはり通常のいわゆる金属的な刃物でありますと温度が高くなりますので、特殊なダイヤモンドが入った切断用の用具を使いまして解体を進めるというふうな技術開発を行っております。これが5の改造等の説明でございます。

次に、資料1-2、長期保全の取り組みにつきまして、これは前回もご説明いただきましたけれども、処理期限の延長ということでありまして、当所としても長期保全を昨年作成いたしました。2のほうで保全方式を書いておりますけれども、予防保全、もしくは事後保全という2つの2本の柱で組み立てております。予防保全は(1)に書いておりますけれども、重大な影響を与えるような設備がありましたら、定期点検に加えて、摩耗故障期に応じた点検項目を見直して予防保全の保全管理を行います。

次のページを見ていただきまして、事後保全は停止によって影響が軽微な場合は予備機を有しているものにつきましては、実際に故障が起こってからでも十分予備品のできるような形で保全をしていくということで事後保全を行います。必ずしも予防保全、事後保全がいいとか悪いとかではなくて、ベストミックスが一番ベストと考えております。

3. 大阪PCB処理事業所の長期保全につきましてということで、次のページ、3ページに、これは今年の今年度の大阪処理事業所の主要な保全実施項目を示しております。20数項目ありますけれども、まず更新契約のトピックスといたしましては、上から5つ目の共通(分析・制御)に書いてありますけれども、西棟のオンラインモニターのB号機の更新を計画しております。現在8月、9月は定検中ですので、その準備にかかっていまして、来年の2月に更新する予定にしております。

また、経年劣化対応といたしましては、先ほどVTRのD号機という説明がありましたけれども、ちょうど真ん中辺にVTR、ちょっとセルの幅の広いものがありますけれども、VTR設備ということで、VTR-D号機第1オイルクーラーチューブバンドルの取り換えというのを計画しております。これは実際5月の末に取り換えを行っております。あと、こういう主要項目を並べております。

こういう項目を毎年長期保全という形で進めてまいりますんですけれども、これの一つの考え方を4ページから一部抜粋で7ページまで添付しております。全体はちょっと多いので、トピックスとして水色の網掛けをしておりますけれども、先ほどのVTRの設備が、あれは我々の心臓の設備でございますので、昨年D号機の熱交のトラブルがありましたので、ここに載せ

ております。

長期保全の対応状況ということをちょっとご説明して、その代用としたいんですけども、黒のフォントを変えておりますけれども、各熱交換器のチューブバンドルにつきまして、これはVTRのそれぞれの熱交換器がございますけれども、熱交管内を渦流探傷、いわゆる非破壊検査を行いまして、定期的に腐食状況を確認すると。27年度は昨年D号機をやりまして、VTR-A号機の第1オイルクーラーの渦流探傷検査を実施する予定であります。D号機のオイルクーラーは既に一旦ピンホールがありましたので、ことしの5月に交換しており、第1オイルクーラーには、これらの予備機を準備しております。熱交換器はそういう状況に対応しております。

1ページめくっていただきまして、6ページには、では先ほどVTR、真空加熱炉本体の腐食はどうかということを考えておりまして、実際、そこに書いておりますように、網掛けのところをフォントを変えておりますけれども、平成22年に一度精密分析を行いました。腐食速度は年間約5ミクロンという非常に小さな値ですので、ほとんど問題はないんですけども、ただ22年でやっただけですので、もうそろそろ六、七年たっておりますので、7年後、29年ごろにもう一度精密検査をしてその健全性を確かめたいというふうに考えております。

あと、我々の設備、VTRとあと液処理という基幹設備がありますけれども、同様な定期点検等の検査を行って、健全性を確かめながら、また更新をして設備の健全を確かめようと思えます。それは長期保全ということで2ページに戻りますけれども、PDCAを回すということで、定期点検をメインにして、PDCAを回して行って、長期保全の中でまた不具合がありましたら、そこら辺を乗せて改訂していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございます。

ただいまのご説明、また前半の部分も含めましてご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

上野先生。

○上野委員（外部有識者）

長期保全計画のほうなんですけど、ちょっとざっくりした言い方なんですけれども、今後いろ

いろな主要項目の例えば見直しとか工事とかがあるかと思うんですが、実際の処理費用、いわゆる廃棄物処理の、これに反映されることはないのかどうか。あるいは要は処理費用が高騰するとか、そういうことは見通しとしてはどうなんですか。国の例えば補助とかそういったものも含めてあるんでしょうか。

○東事業部長（J E S C O）

環境省のほうの補助を受けて施設整備はしております。

○上野委員（外部有識者）

処理費用自体は変わらない。

○東事業部長（J E S C O）

はい、処理費用には反映させないということで対応しております。

○有門課長（部会長）

よろしいでしょうか。ほかに何か。

中地先生。

○中地委員（外部有識者）

1点だけ、27ページの搬出困難なトランスの搬出促進のための現場対応ということで、現場で抜油をしてトランスを切断されるんですけども、これはグリーンハウスというのは、負圧にした状態でPCBや環境中に排出をされないという形でやられていると思うんですけども、周辺環境への影響ということで、作業時にPCBの測定をしたりというようなことはされているんでしょうか。今、アスベストでしたら大防法で周辺環境の測定みたいなことは義務づけられているわけですけども、特殊なそんなに回数の多い作業ではないので、安全面の確保という意味では、その辺、どうされているのか教えてください。

○油井所長（J E S C O）

27ページの作業をやる際には、実際吹田市内の保管事業所で行った、16階に電気室がございまして、そこにトランスがあります。その周りにグリーンハウスを設置して、その作業の空

気が部屋に拡散しないように措置をとっております。場所としましてはグリーンハウスの中、それから外、電気室の中ですけれども、グリーンハウスの外、それからもう1カ所はグリーンハウスの中の空気は局所排気で引っ張って活性炭を通して建物の排気口に出すという流れになっておりまして、この活性炭を通った後の空気を測っております。都合3カ所を測りました。それと測った時点ですけれども、切断とか分解をする前の時点、それからその切断分解の作業中、それから切断分解が終わった段階で先ほどの密閉容器、エレベーターに入るような専用の密閉容器、これに全ての部材を詰め込んだ時点と、時点についても3つの時点を測っております。

結論ですけれども、PCBにつきましては、基準値が作業環境としましては $0.01\text{mg}/\text{m}^3$ ということになっておりまして、測った結果はそれより1桁低い値、0.001からグリーンハウスの中で一番高かったところでも0.003という値でございました。

以上でございます。

○有門課長（部会長）

よろしいでしょうか。

ほかにご質問等ございましたらお願いいたします。また最終でご質問の時間をとらせていただきますので、次に移らせていただきます。

それでは、議題の2でございます。環境モニタリング調査について、行政として大気中のPCB等を測定しておりまして、大阪市から報告をさせていただきます。

○谷野課長代理（大阪市）

大阪市環境局の谷野です。

資料2についてご説明をさせていただきます。座って説明します。

資料2をごらんいただきます。平成27年度環境モニタリング調査についてということで、先ほどJESCOさんのほうからJESCOとしての周辺環境のモニタリングについてご報告があったところですが、こちら大阪市としてJESCO事業についての周辺環境への影響を把握するというを目的としまして実施しているものでございまして、JESCOの操業開始前の平成17年度から毎年夏場と冬場の年2回、周辺の大気環境についてのモニタリングを行っているところでございます。

今回、平成27年度の調査結果についてですが、調査場所といたしましては、これは例年と同

様ですが、JESCO大阪事業所の敷地境界の1カ所とあとJESCO事業所に最も近い住居地域ということで、桜島の地点の1カ所、合わせて2地点で毎年測定を行っております。

調査期間につきましては、今年度の夏季調査につきましては、7月6日から7月13日までの1週間のサンプルを連続採取しております。冬季調査につきましては、この12月に予定をしております。

測定物質につきましては、③のところに書いております。これも例年と同様ですが、PCBとダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンという項目になっております。

次に、調査結果についてですが、一番下の3番のところにお示ししているとおりでございまして、TotalPCBsを見ても、下の括弧書きのナノグラムで表記しておりますが、JESCOの地点で0.55ナノグラム、桜島の地点で0.68ナノグラムと、以下ダイオキシン類につきましても0.024、0.020となっております。以下、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンにつきましても、以下の数字となっております、いずれの項目にしましても、右端に書いております環境基準値等の数値と比較しまして、非常に小さい値となっております。

次のページをめくっていただきますと、これがそれぞれJESCOの地点、桜島地点の2地点で平成17年度からの測定結果を経年変化ということでお示しをしております。いずれの地点も、いずれの項目も平成17年度の操業開始前のデータと比較しまして、数値が上がっているという状況にはなっておりません。

続きまして、次のページ、3ページ、ダイオキシン類の測定結果を経年変化についてグラフにしたものでございまして、ごらんいただいているとおりに、両地点とも操業開始前とほぼ同等程度の値で推移しております。また、大阪市内の常設の監視モニタリング地点が7カ所ございまして、その平均値と比較しましても、同等程度となっております。

以上の結果から、JESCO事業による周辺環境への影響はほとんどないというふうに考えております。

以上でございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございます。

ただいまの大阪市からの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題の3番でございます。

本日は環境省様から資料をいただいております、PCB廃棄物の処理基本計画に基づく取り組みの進捗状況と課題等についてということで資料をいただいております。昨年6月の処理基本計画の変更になった後の取り組みの状況と基本計画の達成のための課題等につきましてご説明を頂戴いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○中野課長補佐（環境省）

環境省の産業廃棄物課の中野と申します。

私から資料3とそれからもう1つ資料のついていない第1回PCB廃棄物早期処理推進ワーキンググループについてご説明をさせていただきます。

冒頭、ご挨拶、角倉のほうから7月31日に検討会を開催させていただいたというふうに申し上げましたが、資料3-00をごらんいただきますと、まさにその7月31日の検討委員会の議事次第等が書いてございます。この検討委員会につきましては、昨年6月にPCB廃棄物処理基本計画を変更後、年に1度程度開催をさせていただいて、PCB廃棄物処理基本計画の進捗状況をフォローアップさせていただくということで継続開催をさせていただいているんですが、今年の7月にちょうど1年を経過したということで検討委員会を開催させていただきました。

その際の議題は2つございまして、1つはこの処理基本計画に基づく取り組みの進捗状況がどうなっているかということと、そこから明らかとなっております、あるいは前から課題となっておりますところが、どういったところが残っている、あるいは新しい課題として浮かび上がってきているのかといったことについて現状認識、それから課題整理をさせていただいたというのが1点目、それから2番目が議題の(2)と書いてございますが、PCB廃棄物早期処理推進ワーキンググループの設置についてということでございます。

ちょっと順番は前後して恐縮なんですけど、まずこの資料の3-2というこの7月31日の検討会の最後の資料になります。資料3-2では、PCB廃棄物早期処理推進ワーキンググループの設置について(案)ということを書いてございますが、先に7月31日の検討会の結論を申し上げますと、後ほど詳しく中身はご説明いたしますが、基本計画、1年経過後の状況を見ますと、まだまだ残されている課題というものが幾つかございますといったところが整理されてございまして、その課題を解決することがこの処理完了期限内に一日でも早く安全確実に処理をする、要は再延長しないといった期間を、その達成を確実にするためにさらに追加的な方策と

いうものを検討する必要があるのではないかというふうに私どもも考えまして、この検討会の中では、この資料3-2を用いまして、そういった追加的方策を検討する新たな場を設けさせていただいてはどうかというふうなご提案をさせていただき、7月31日の検討会では、こちらについてご了承をいただいたところでございます。

こうした経過を踏まえまして、もう一つ資料番号のついていない一連の資料でございますが、今月先週の木曜日でございます、9月10日にこの新しい検討の場といたしまして、PCB廃棄物早期処理推進ワーキンググループといったものを設置させていただきまして、第1回の会合を開催させていただきました。

このワーキンググループの資料を1枚おめくりいただきますと、委員等の名簿をご用意させていただいております。この委員につきましては、この大阪地域の監視部会からは上野委員にご参画いただいておりますのと、それから大阪市の有門課長にもご参画をいただいているところでございます。そのほか、同じようにこちらにつきましては学識者の皆様、それから関係業界団体の皆様、それから特にこれは地域のそれぞれで皆様方、あるいは地元の住民の皆様方にお約束、ご了解させていただいた期限の達成を確実にするといった観点の検討でございますから、各地域の自治体、それから監視会議の学識者の方にも委員としてご参画をいただきまして検討するというようなところとなっております。

それから、オブザーバーといたしましては、JESCOはもとより、特に使用中の機器の問題といったものが課題として大きくございますので、その点からも経済産業省の産業技術環境局の環境指導室といったところ、これは経済産業省の環境施策全般を扱っているところになりますが、そちらと特にトランス・コンデンサなどの電気機器について、使用中については電気事業法という規制法がございますが、この電気事業法を所管してございます商務流通保安グループの電力安全課、この2つの部署にもオブザーバーとして参画をいただいているところでございます。それからJESCOの関係自治体、特に委員として参画いただいている自治体のほかの関係自治体にもオブザーバーとして参画をいただくような体制で検討を進めさせていただいております。

そちらの資料は3枚ほどめくっていただきまして、資料2という資料がございます。こちらを使ってご説明させていただきませんが、こちらの資料は7月31日の検討会でもお配りした資料のほぼ記載内容を全て網羅しておりますが、PCB廃棄物処理基本計画に基づく取り組みの進捗状況と今後の課題についてと題した資料でございます、この資料は大きく1番、2番、3番の3つから構成されております。

1番は1ページ目にありますとおり処理完了期限がどうなっているかということを変更しておさらいさせていただいてまして、2ページ目からは2番として高濃度のPCB廃棄物、すなわちJESCOで処理をする対象となっておりますPCB廃棄物についての現状、課題等を整理させていただいております。それから21ページからは3番といたしまして、JESCOの処理対象ではない低濃度のPCB廃棄物についての基本計画達成の見通しですとか現状、課題、こちらについて整理をした資料となっております。

お戻りいただきまして、1ページでございますが、まず1番目としてはPCB廃棄物処理基本計画上の処理期限を変更して整理をしております、(1)番、(2)番、四角囲みになってございますが、(1)番では高濃度、すなわちJESCOの処理対象であります廃棄物の完了期限というものを記載しております。トランス・コンデンサにつきまして、大阪につきましては新しい基本計画では計画的処理完了期限とそれから事業終了準備期間という2つの期間が設けられてございますが、原則現在保管中の廃棄物につきましては、この計画的処理完了期限に全てJESCOへの処理委託をしていただくというような位置づけとなっておりますので、この期限をこちらでは記載しております。大阪につきましては、トランス・コンデンサでは34年3月31日、それから安定器につきましては、基本的には大部分は北九州事業所に持っていくこととなっておりますので、この北九州の期限が平成34年3月31日となっているところでございます。それから(2)番で低濃度PCB廃棄物につきましては、平成39年3月31日という期限となっているところでございます。

ここから先、すみません、情報量が多い、時間の関係もございまして、2ページ以降はポイントをご説明させていただきたいと思いますが、2ページは高濃度のPCB廃棄物の基本計画達成の見通しということございまして、(1)番、2ページ目にありますとおり、この基本計画を達成するということは、より具体的にはどういうことを達成すべきなのかということを段階に分けて私ども分析をさせていただいております。具体的にはこの図でア、イ、ウ、エと4つ書いてございますが、この4つの段階それぞれを達成することが基本計画の達成というふうに整理をさせていただいております。

具体的にアの段階と申しますのは、現在冒頭、大阪市さんのご挨拶にもございましたが、未届けのPCB廃棄物ですとか使用中の機器を掘り起こす掘り起こし調査といったものが終わることということでございます。それから同時並行でイでございますが、現在もなお使用されているPCBが入った機器について、これが全て使用終了する、すなわち廃棄物になるという段階も必要だということで、こちらがイの段階でございます。それからウの段階が、そうしたP

ＣＢ廃棄物が全て出そろって、これがＰＣＢ特措法に基づく届け出がなされるという段階、それからエの段階は、そうした届け出がなされた全てのＰＣＢ廃棄物がＪＥＳＣＯに処分委託されて、それがＪＥＳＣＯに搬入されるといった段階でございます。

ここから３ページには二重四角囲みで主な指摘事項と書いてございます。この資料では随所にこうした二重四角囲みで指摘事項と書いてございますが、こちらが７月３１日にこの現状認識についてご説明申し上げた際に、各委員からご指摘をいただいたものを各項目、後ほどアからエの４段階それぞれの状況についてご説明をしますが、そちらに応じたご指摘というものをいただいております。あるいは全体を通じたご指摘というものをいただいております。そちらをまとめさせていただいているのがこの四角囲みのところです。７月３１日の資料との違いはこの指摘事項と書かれた二重四角囲みがあるかないかというところが大きく違っているところがございます。

この３ページで、この全体、ＪＥＳＣＯでの処理をしなければならないＰＣＢ廃棄物の全体の指摘事項といたしまして、５点ほどいただいておりますが、簡単に申し上げますと、まずこれから出てくる課題でございますが、もともと基本計画を改訂する段階からもう既に指摘されているものもありまして、そうしたものが今課題として整理されるのは遅過ぎではないかといったお叱りの声をいただいたところでございます。それから２点目、３点目でございますが、特に現在の進捗を踏まえると、相当前倒していろいろとやっけていかないと、きちんと処理完了期限までに達成できないのではないかと、特に使用中の機器については、これを廃棄物の世界にやってくるということが必要なんですが、こちらについても一定の期間を、今はない状況なんですけれども、一定の期限を設けないと、その後にＪＥＳＣＯへの登録ですとか、ＪＥＳＣＯでの処理といった時間が必要となってございますから、そうした時間を踏まえると、もっと前倒してそういった対策も必要ではないかといったところをご指摘いただいております。

それから、４ページをおめくりください。４ページからは各段階についてそれぞれの項目ごとに現状、課題を整理してございますが、こちらからはア、イ、ウ、エ、４段階について全て同じ構成で文章を書いてございまして、まず初めに主なポイントとして一重の四角囲みで、全体的に結論も含めてどうなっているかということをご説明をした上でア、①から③番という形で、①番は基本計画にはこの項目についてどういったことが記載されているのか、②番はこれまでの進捗状況、すなわち現状がどうなっているか、それから③番ではそれを踏まえて今後の検討課題はどういったことがあって、どういう対応の方向で考えていくべきかといった

事務局の整理、あるいは7月31日のご意見を踏まえて修正した内容を記載をしております。

それから、最後に二重四角囲みで、この項目に関する7月の会議でのご指摘をまとめているところでございます。

4ページ、掘り起こし調査の段階でございますが、主なポイントとして書いておりますとおり、この掘り起こし調査は、ほとんどの自治体では昨年基本計画が変更されてこの調査の必要性が位置づけられたところでございますから、これに対応する予算要求等を各自治体では行っておりまして、その予算が措置された今年度以降、調査が本格化するところでございますが、これまで既に先進的な地域では調査が終わっているところがございますが、その状況を見ますと、5年程度、場合によっては調査完了まで要しているところもございまして、計画的処理完了期限までに調査を確実に完了させるために何らかの追加的な方策について検討することが必要ではないかというふうに整理をしております。

こちらについて、主なこれまで指摘されている事項が6ページでございます。6ページには8点ほど書いてございますが、要約いたしますと、この調査につきましては経済産業省と連携した調査を行っておりまして、特に届け出がない事業者に対して本当にPCB廃棄物を持っているかといったことがこの掘り起こし調査の中心となっておりますから、そうした調査はどうやってやるかといいますと、そういった機器を持っている可能性が高い事業者全てに調査を行うこととなります。具体的にはトランスですとかコンデンサ、これはPCBを含む、含まないにかかわらず、そうした電気工作物を持っている人が最もPCB機器を持っている可能性が高い事業者でございます。こうした事業者を自家用電気工作物設置者と、これ電気事業法に基づいてそうしたトランス・コンデンサを持っている人たちをそういう呼び方で総称しておるんですが、そうした方々のところに調査をかけているところですが、この自家用電気工作物の情報自体は経済産業省が整理をしております。これを地方公共団体に提供いただいて調査をしておるんですが、この事業者の数が実は全国では約86万ほどいるというふうに言われておりまして、この86万事業者のデータ自体が例えば古いですとか、あるいは機器が設置されている住所に特化したデータとなっていて、そこに調査をかけようとしてもオフィスの場所ではないので、なかなか地方自治体さんでの調査が苦勞をしているので、この辺のもう少し対策を講ずるべきではないかといったご指摘を頂戴しているところでございます。

それから、7ページからは使用中の機器が全て使用終了することという段階でございます。ここでの主なポイントは7ページの四角にあります。今、処理期限というものはPCB廃棄物に設けられている期限でございますので、まだ廃棄物となっていない使用中の機器について

は、実はそのまま使用を継続するといった事業者がいるという可能性があるのではないか、そういうおそれがあるのではないかということでございまして、こうした使用中の機器に対しても使用停止を求めるような追加的な方策を検討することが必要ではないかと整理をしているところでございまして、こちらについては10ページにこれまでいただいているご指摘を整理してございます。ここでは数多い項目がございしますが、端的に申し上げますと、まず使用中の機器については、地方自治体にはそちらを直接指導する権限が今ないというところでございまして、ここはそういった権限を一部持っている電気事業法を所管する経済産業省ですとか、あるいは電気事業法に基づいて機器に直接メンテナンスをしているような電気保安関係の業者の方々にもっと協力を、あるいは直接指導などをさせていただく必要があるのではないかですとか、使用中の機器について一定の年限を決めて使用を中止、廃止させるような手続、制度が必要ではないかといったところをご指摘としていただいているところ、あるいは地方自治体の皆様方におかれても、その使用中の機器に対する指導権限なども必要ではないかといったところをご指摘としていただいたところでございます。

それから、11ページでございしますが、ウでございまして。PCB廃棄物全てについて特措法に基づく届け出がなされることということでございまして。主なポイント3つ書いてございしますが、平成26年3月現在でPCB特別措置法ではPCB廃棄物の保管事業者の方が毎年6月までに都道府県知事に前年度までにPCB廃棄物を何台持っているのか、それから使用中の機器を何台持っているのかというものを届け出ってもらう制度となつてございまして、この届け出で把握されたまだ処理されていないPCB廃棄物の最新のデータの合計がこの1点目に書いてありますとおりで、全国ではトランスが約6,000台、コンデンサでは約11万台、それから安定器では約470万個ほどがJESCO処理対象物として残存しているという届け出がなされておりますが、掘り起こし調査は今やっておりますとおりで、まだ未届けの機器というものがこのほかに幾つかあるということが考えられているところでございまして。

それから、この届け出制度自体は、これまでご紹介させていただいたところですが、これまでではJESCOの処理対象の高濃度とそれからそれ以外の低濃度PCBというものを分けて届け出をしていなかったんですが、平成26年3月の最新の届け出から、これを分けて届け出るという仕組みにさせていただいたんですけども、この区別の仕方が必ずしも正しくないのではないかといったご指摘もございまして、こうしたところを正確に届け出なされるような追加的な方策についても検討することが必要というふうに整理をさせていただいてございまして、13ページに主な指摘事項が書いてありますが、特にこの区別をもう少しはっきりできるような支援

策が要るのではないかといったご指摘もこれまで頂戴しているところでございます。

それから、最後14ページでございますが、14ページではエといたしまして、PCB廃棄物がJESCOに処分委託がされること、あるいはその後、速やかにJESCOに搬入されることといった段階でございますが、ここでの主なポイントは2点ございますが、1点目はPCB廃棄物につきましては、直前で申し上げましたとおり、届け出制度はPCB特措法に基づいておりますので、こちらの届け出はされているんですけども、JESCOへの処理委託の手続に入ります登録ですとか、そういったほうまでをしているような機器については届け出だけをしてまだ登録をしていないという機器が相当数あるということが指摘されているところでございます。

こうした登録手続、あるいはその先にある処分委託契約といったものが一日でも早くJESCOに確実に行われるような追加的な方策も検討する必要があるのではないかとというふうに整理をしているのが1点目、それから2点目は、きょうも監視会議としてご報告、JESCOからいたしました、おかげさまで処理施設自体については、あるいはその運行については、近年はおおむね順調に進んでいるところでございますが、今後はその長期保全計画などがございましたとおり、経年劣化に伴うトラブルが増加するおそれがありますから、施設の健全性を継続的に確保することが引き続き必要ではないかというところを整理しておるところでございますが、こちらにつきましては19ページに主な指摘事項ということで書いてございますが、こうした処理委託をかなり強く後押しをできるような制度的な対策ですとか、そういったものが必要ではないかということ、そちらをご指摘として頂戴しているところでございます。

それから、21ページ以降は低濃度PCB廃棄物、JESCO以外の民間の処理業者が処理する体制になってございますが、こちらについての項目を整理してございます。基本的には高濃度PCBと同じように文書を記載しておりますので、ここでは簡単に申し上げますが、低濃度PCB廃棄物の場合は高濃度PCB廃棄物と若干異なる事情がございます。具体的にはこの21ページにあります、このフローチャートがアからエの4段階ではなく5段階になっているというのが大きな違いでして、この段階でのアという段階ですが、使用製品ですとかPCB廃棄物のうち汚染の有無を測定で確認しないとわからないようなものがあるというのが低濃度では大きく違っているところでございまして、そうした確認作業も必要だといったところがあります。これらそれぞれについての現状、課題については、この22ページ以降、まとめさせていただいてございます。本日はお時間の関係でこちらについては省略させていただきます。

いずれにいたしましても、このような形で現在この地元の皆様とお約束させていただいた、

特にJESCOの処理完了期限、こちらの日でも早く達成するため、これを確実にするために、あと必要な方策、とれる手段は全て講じるというふうに冒頭角倉も申し上げましたが、そのために講じるべき対策というものを私どもとしては年内のできるだけ早い段階で、このワーキンググループでのご助言をいただき、対策を取りまとめ、さらに期限内処理を加速化してまいりたいと考えております。引き続きこのワーキンググループにつきましては、上野先生、あるいは有門課長にもご参画、ご意見を頂戴しながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。またあと逐次この会議の場等でもご報告させていただきたいと思っておりますので、引き続きご理解、ご協力をよろしく願いいたしたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。

ただいまの環境省のご説明に対しまして、何かご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

どうでしょうか。特にございませんでしょうか。

ないようでございますので、どうもありがとうございました。

これで予定しておりました議題等は以上でございます。

全体を通して、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

上野先生。

○上野委員（外部有識者）

先ほど中野さんの説明にあったんですけども、掘り起こし調査が順調に進むかどうかというのは非常に重要なことだと思っております。近畿地区の掘り起こし調査の見通しというのは今、どのような状況と考えてよろしいのでしょうか。何かお答えできることってありますでしょうか。

○谷野課長代理（大阪市）

大阪市の谷野ですけれども、先ほど中野課長補佐からも説明がありまして、昨年、国のPCB処理基本計画が変更されたということで、それを受けまして、各自治体のほうで掘り起こし調査のための予算要求がされて、今年度からスタートといいますか、調査を本格化していくと

ということということで、今後、これまでももちろん立ち入り調査ですとか、いろいろな場面をとらえて掘り起こしといたしますか、例えば大阪市でいいますと、大阪市のほうへ届け出をされている事業者の方に対して、JESCOさんのほうへの登録も合わせてお願いいたしますということで、非常に地道ですけれども、そういう届け出者からのいろいろ問い合わせ等があった際に一声かけるというような取り組みもしております。あと掘り起こし調査ということで、大阪市でいいますと、平成25年度に環境省さんのほうで全国的に何カ所かで掘り起こし調査ということで、先ほどの説明がありましたけれども、電気事業法に基づく届け出をされている事業者に対してアンケート調査ということで、その環境省さんの調査の地点ということ、大阪市内でもやっていただきたいということで手を挙げまして、環境省さんのほうの調査に乗かって大阪市内での調査をしたところなんです。市内事業所が2万6,000事業者、電気事業法の届け出されているところがありまして、約半数の回答があったということで、その中でもやはり届け出、PCB廃棄物を保管はしているけれども未届け、届け出をしていないということも確かに何社かございまして、それについて26年度、昨年度、そういった回答のあったところ、保管しているけれども未届けだという事業者の方に対して電話等、連絡をとりまして随時届け出をするよというということで、地道な取り組みは行っております。こういったところを多分ほかの府県市さんのほうでもされているということです。

以上でございます。

○中野課長補佐（環境省）

私のほうから全体の状況だけ申し上げますと、先ほどご説明させていただいたワーキンググループの資料2の4ページをごらんください。4ページに一番下に表1として掘り起こし調査の実施状況という表を掲載しておりますが、昨年12月時点、ちょっと古くなってしまって恐縮ですが、この時点で私どもから各自治体の皆様に掘り起こし調査を実施しているか、これからののかといったところをアンケートさせていただきまして、32自治体では既に管内全てで調査を実施したというところがありますが、実施予定であるが86自治体というところとなっております。

こちらのさらに詳細な結果も既にホームページ上では私ども公開しておりますので、さらに関西地区のお話を申し上げますと、関西地区では今、ご発言いただきました大阪市さんが管内全ての地域で調査を実施したという自治体に数えられているところございまして、残りの関西地区の自治体の皆様はこの時点では全て86自治体のほう、実施予定であるのほうにカウント

されている形となりました。当然ながら昨年の12月、昨年度の調査でございますから、今年度はさらに予算を措置されて、調査に着手されている自治体さんも少なからずいらっしゃると思いますが、私どもが調べた範囲で申しますと、そういった状況となっております。

○有門課長（部会長）

ありがとうございます。

中地先生。

○中地委員（外部有識者）

その掘り起こし調査の主体というのは、廃棄物担当部局がやられているという話なのですが、これもPCBを使っているか、使っていないか、電気事業のほうで詳しい人がちゃんとやったほうが早いと思うんですけども、環境省が主体でやるというのは、私は限界があると思いません、はっきり言うて。

○中野課長補佐（環境省）

おっしゃるご指摘のとおりでございます。このために一応掘り起こし調査も含めて、これまでこの基本計画改訂以降、経済産業省、あるいは電気保安関係の事業者さん、例えば電気保安協会さんですとか、電気管理技術者協会さんというのが、まさに電気事業法に基づいて電気機器に定期点検に行くような人たちなんですけれども、そういった方々との連携体制を強化するような会議の場も今年から設けさせていただいておりますのと、この調査自体は私の説明の中でも申し上げましたが、経済産業省で持っているデータを活用しながら、あるいは事業者に対する指導も都道府県、あるいは環境省のみならず、経済産業省も同様に指導していくということは、既にその会議の中でもそういった意識を共有しています。ただ、ワーキンググループでも、この点については課題と整理されておまして、もっとさらにこれを強化できるような制度的な対応ですとかも今後考えていきたいというふうに課題整理させていただいているところでございます。まさにご指摘のとおりだということでございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございます。

ほかに何かご質問等ございましたら。特によろしいでしょうか。

自治体の立場から発言させていただければ、掘り起こし調査、本当に電気事業法の関係部署と本当に一緒になってやらないと、JESCO大阪の計画的処理完了期限も達成できないのではないかと大変心配なことがございますので、それはぜひやっていかないといけないと思っているところございまして、掘り起こし、未届け、使用中、発見しただけでは話が終わらないということでございまして、確実な処理までを誘導するというところまでが一つの大きな仕事ではないかと、自治体として考えているところでございます。ほかに何かご意見等ございましたら、よろしいでしょうか。

本日はつつがなく議事を務めさせていただきまして、ありがとうございます。それでは司会のほうにマイクを返してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○中尾係長（司会）

皆様方には長時間の会議、ご意見をいただき、まことにありがとうございました。

なお、次回の部会の開催につきましては、関係者の皆様と調整の上、決めていきたいと思えます。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。